



2025年4月1日より高年齢者雇用継続制度が改定

～高年齢労働者処遇改善促進助成金も終了～

2025年4月1日「高年齢者雇用継続給付制度」の改定により、高年齢者の雇用環境が大きく変化する。これに先立ち、2025年3月31日をもって「高年齢労働者処遇改善促進助成金」が終了し、企業の高年齢者雇用施策に影響を及ぼすことが懸念される。本制度の改定により、雇用継続における経済的支援のあり方が見直され、労使双方にとって新たな対応が求められる。

1 高年齢雇用継続給付の支給率の引き下げ

高齢者雇用の進展に伴い、2025年4月1日以降に60歳に達する日(その時点で被保険者期間が5年以下の方は5年を満了日)を迎えた方について、高年齢雇用継続給付の支給率が最大10%に変更。

各月の賃金の低下率	支給率
64%以下	各月の賃金の10%
64%超75%以下	各月の賃金の低下率に応じ、10%～0%
75%超	不支給

2 65歳までの雇用確保措置の義務化

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)については、経過措置として2012年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていたが、2025年3月31日をもって経過措置が終了。

2025年4月1日以降も継続雇用制度を実施する場合は解雇事由・退職事由に該当する場合を除き、希望者全員を対象としなければならない。

厚生労働省HP 「2025年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html

(担当：労働条件局 井上)